平成２１年（フ）第７３９２号
大阪府枚方市香里ケ丘２丁目４番地の１―10―107
債務者　森田　敏孝
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５４８号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番７―302号
債務者　城戸　博
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６１５号
大阪府枚方市出口５丁目２番３号
債務者　田中　守
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６１６号
大阪府枚方市出口５丁目２番３号
債務者　田中トシコ
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６８１号
大阪市住之江区浜口東３丁目13番16―1005号
債務者　西村　美幸（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６９６号
大阪市住吉区苅田１丁目９番８号　フレアーコート山野504号
債務者　吉池　徳子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７１３号
大阪市中央区玉造２丁目27番４号　コーポグローバル玉造502
債務者　坂東　文子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８０５号
大阪市東住吉区矢田６丁目12番８―306号
債務者　山尾　富子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８３０号
大阪府大東市朋来１丁目40番505号
債務者　辻野佳代子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８３５号
大阪市都島区都島北通１丁目14番８号　プリンスパーク301号
債務者　野山こと　宋　　成美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５３号
堺市南区野々井829―２、住民票上の住所堺市南区野々井829番地
債務者　辻本　直美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１００２号
堺市北区南花田町107番地14、前住所堺市東区引野町２丁24番地18
債務者　佐々木龍樹
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０３１号
堺市西区草部1072番地　１棟505号
債務者　鶴　　敬子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３０９号
堺市西区浜寺石津町東１丁４番23号　浜寺ハイツ２―Ｃ
債務者　森　　丈夫
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３３２号
堺市北区南花田町541番地１
債務者　赤山　説子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３４３号
大阪府羽曳野市河原城890番地の４、住民票上の住所大阪府柏原市円明町15番61号
債務者　牧野　竜士
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３４６号
堺市中区土師町１丁２番７　みささぎコーポ103号室
債務者　高橋　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３５６号
大阪府河内長野市旭ケ丘21番16号
債務者　瀬藤　末子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係